

災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書

秋 田 市

株式会社ヒーローライフカンパニー

災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社ヒーローライフカンパニー（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が保有する宿泊可能なトレーラーハウス（以下「宿泊施設」という。）を、被災者等の避難所等として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（被災者等の範囲）

第1条 この協定において、被災者等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号で定める要配慮者のうち避難所での避難生活が困難な者
- (2) 被災地等から本市へ避難した避難者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 乙の運営する宿泊施設は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護・医療が必要な者については対象としないものとする。

（要請および協力）

第2条 甲は、災害時等において、避難所等として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し宿泊施設の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

（要請する業務の範囲）

第3条 前条第1項の規定による要請に基づき乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者等への宿泊施設の提供
- (2) 被災者等への設備（トイレ、キッチン、風呂、洗濯機等）の提供
- (3) 避難所等への宿泊施設の運搬および設置
- (4) その他甲が必要と認める事項

(要請の方法)

第4条 甲が乙に対して第2条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 要請内容
- (2) 必要台数
- (3) 設置場所
- (4) 設置期間

(5) 前4号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

- 2 甲は緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。
- 3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書（第1号様式）を提出するものとする。
- 4 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

(協力対象期間)

第5条 宿泊施設への受入等協力の対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまで等、甲の指示する期間とする。

(報告)

第6条 乙は、第2条第2項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書（第2号様式）により、次の事項を報告するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 設置台数
- (3) 設置場所
- (4) 設置期間

(5) 前4号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

- 2 乙は、緊急を要すると認められる場合であって、前項の報告書を提

出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知する事により報告を行うことができる。

- 3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（経費の支出）

第7条 乙の運営する宿泊施設の提供に要した経費（サービスの提供料金を含む。以下同じ。）は、甲乙協議のうえ金額を決定し、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

（取消料）

第8条 乙は、甲が要請後に当該要請の取消しを行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

（連絡責任）

第9条 甲および乙は、宿泊施設の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

秋田県秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長

東京都港区芝大門二丁目 3 番 1 号

常泉ビル 6 F

乙 株式会社ヒーローライフカンパニー

代表取締役

(第 1 号様式)

年 月 日

株式会社ヒーローライフカンパニー
代表取締役 様

秋田市長

災害支援要請書

災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

- 1 要請内容
- 2 必要台数
- 3 設置場所
- 4 設置期間
- 5 その他

連絡責任者

秋田市総務部防災安全対策課

電 話 018-888-5434

F A X 018-888-5435

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社ヒーローライフカンパニー
代表取締役

災害支援報告書

災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書に基づき、次のとおり提供しましたので報告します。

- 1 協力内容
- 2 設置台数
- 3 設置場所
- 4 設置期間
- 5 その他

連絡責任者 株式会社ヒーローライフカンパニー 電 話 F A X
